

# 人にやさしい街づくり施策の取組状況について

## 1 条例遵守義務の指導強化

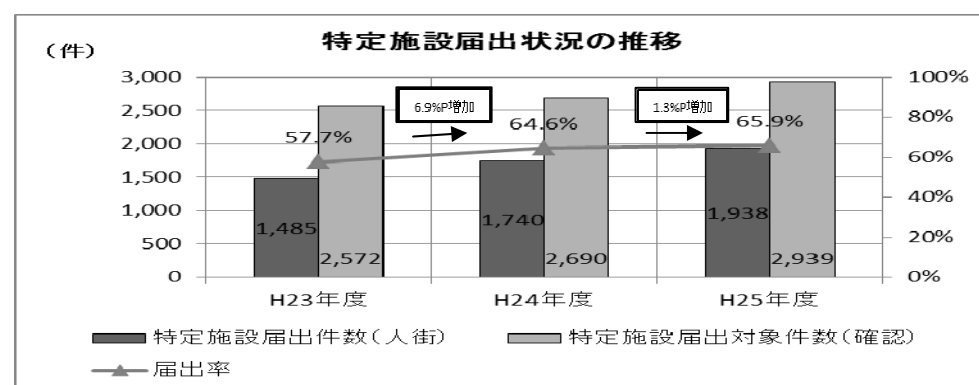
### (1) 基本施策：整備計画届出率の向上

#### ①届出義務の周知徹底

- ・県内の指定確認検査機関の窓口にて、パンフレットの設置を依頼し、届出義務の啓発を実施。  
(1 機関 100 枚)
- ・建築士会の総会及び幹事会の場で、届出義務のパンフレットを配布するとともに、条例の概要説明を実施。(H26 年度：5 月－300 枚)
- ・建築士事務所協会が定期的に送付する建築士向けの会報誌に、パンフレットを同封し、届出義務の啓発を実施。(H26 年度：6 月号－600 枚)

#### ②未届出事業者への届出の督促 (H24 年度より実施)

- ・建築確認申請の建築計画概要書と照合して、整備計画の届出をしていない事業者に対し、文書で届出の督促を実施。(年 4 回実施：4 月、7 月、10 月、1 月)



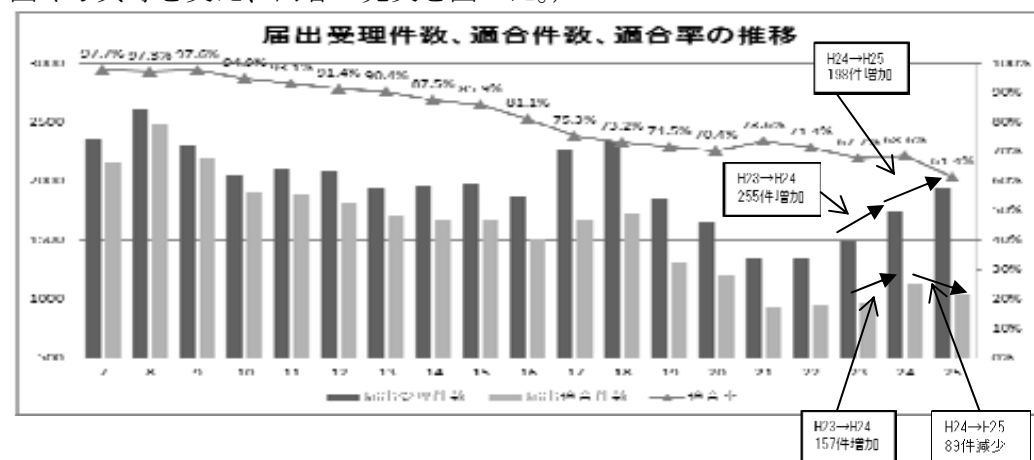
### (2) 基本施策：整備計画適合率の向上

#### ③事業者の意識の向上 (H24 年度より随時実施)

- ・整備基準に適合しない事業者には、条例の整備基準を遵守するよう指導する文書を届出事業者に対して送付。

#### ④整備基準の明確化 (H25 年 6 月)

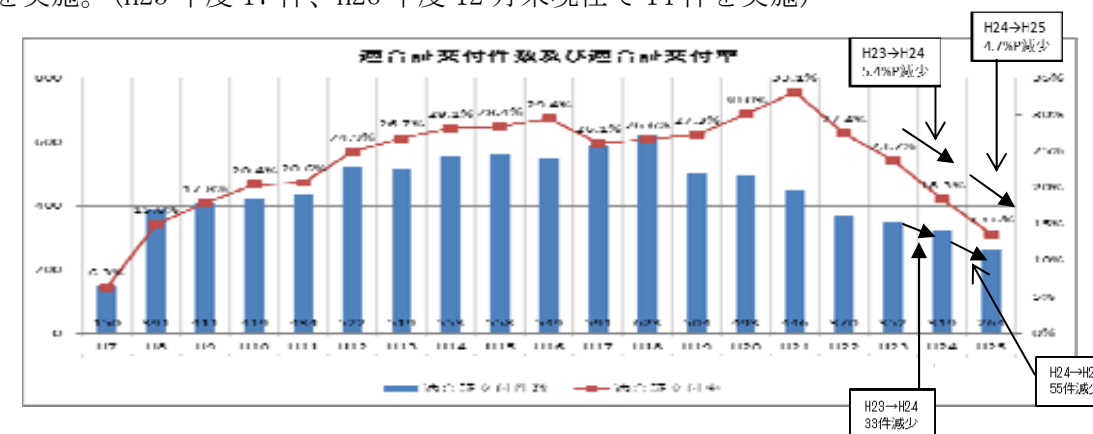
- ・H25 年 3 月改正 (H25 年 7 月施行) の条例施行規則の改正に合わせて、有識者会議による意見を踏まえ、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例の解説」を改訂し、刊行。(参考図や写真等を交え、内容の充実を図った。)



### (3) 基本施策：整備基準適合建築物の増加

#### ⑤整備計画届出書、適合証の活用

- ・適合の届出があった場合に通知書と合わせパンフレットを同封して、適合証の請求を呼び掛け。
- ・多くの方が利用する公共施設での貼付の増加により、基準に適合している施設であることを、広く一般の方々に知ってもらうため、公共施設の管理者に対して、適合証の請求を呼び掛け。
- ・県、市町村が施設の新築等を行う場合に、求めに応じて、整備計画に対する技術的な助言を実施。(H25 年度 17 件、H26 年度 12 月末現在で 14 件を実施)



## 2 より望ましい施設整備への誘導

### (1) 基本施策：望ましい基準による施設整備の促進

#### ⑥望ましい基準の点検 (平成 26 年 7 月改正)

##### 【改正】

- ・H25 年 8 月 庁内各課室、市町村、障害者団体等に対して、「人にやさしい街づくり望ましい整備指針」(H20 年 1 月版) の内容についてアンケートを実施。
- ・H25 年 10 月～H26 年 1 月 有識者会議 (7 回実施) での意見等を踏まえ、改正案を作成。
- ・H26 年 1 月 30 日 人にやさしい街づくり推進委員会に改正案について審議。
- ・H26 年 7 月 推進委員会での意見等を踏まえ、「人にやさしい街づくり望ましい整備指針」を改正。

##### 【周知、啓発】

- ・建築士会の運営会議 (H26. 8. 20) 及び建築士事務所協会の運営会議 (H26. 9. 2) で、建築士の方に対して「望ましい整備指針」の改正内容について説明するとともに、活用を呼び掛け。(会長以下、各支部長が出席)
- ・建築士会会報誌 (H26 年 11 月号) 及び名古屋商工会議所会報誌 (H27 年 1 月号) の誌面に、「望ましい整備指針」の改正概要の周知を図るとともに、活用を呼び掛け。

### (2) 基本施策：利用者と共につくる街づくりの拡充

#### ⑦公共建築物における意見聴取の促進 (H17 年度の条例等の改正施行に伴い H18 年度より実施)

- ・4 月に県有施設の整備計画の把握のため、県庁内各課室に対して施設計画の調査を実施。

- ・5月に担当課に連絡をとり、意見聴取の対象施設、開催時期等をヒアリング。(当課も意見聴取会に参加)
- ・今までに、愛知県豊田警察署を始め9件について意見聴取会を実施。また、今年度1件、来年度4件を実施予定。

#### ⑧コーディネーター登録制度の創設

- ・9件の意見聴取会の事業者側の関係者及び参加した高齢者、障害者等から、特段、コーディネーターが必要との意見はなかった。
- ・コーディネーターの登録制度の創設については、意見聴取会などの実施結果をみながら、検討。

### 3 既存道路・公園における整備の促進

#### 基本施策：整備に向けた支援の実施

##### ⑨移動等円滑化基本構想の作成の促進

- ・H24、25年度においては、市町村に対し、移動等円滑化基本構想の策定を促す通知を行った。(H26年度より、中部運輸局が市町村に直接通知)
- ・H26年度までに、移動等円滑化基本構想が策定済みは9市町14地区。H27年度までに策定するものが2市。

##### ⑩バリアフリー化の整備状況の把握

- ・既存道路及び公園のバリアフリー化が推進するよう、働きかけを行うため、道路維持課及び公園緑地課から、既存の道路及び公園の特定施設のバリアフリー化の整備状況データを受領、また、施設整備をする際に、管理者の求めに応じ、整備計画の技術的助言を実施。(H25年度4件、H26年度12月末現在で5件を実施)

### 4 情報提供・教育活動の拡充

#### (1) 基本施策：事業者・専門家への啓発活動の充実

##### ⑪建築士向け講習会の実施

- ・H25年7月の施行規則改正施行に合わせて、建築士会及び建築士事務所協会主催による建築士向け講習会を「人にやさしい街づくりの推進に関する条例の解説(改訂3版)」を使用して、県内5会場(名古屋2回、一宮、刈谷、豊橋)で開催。(概ね200人が受講)
- ・H26年度は、建築士会等の運営会議の場で、「望ましい整備指針」の改正内容について説明を実施。

##### ⑫工業高校生等向け出前講座の新設

- ・H25年度より、将来建築に携わる建築系の工業高校生や大学生などに、条例の整備基準等の理解を図るため、「県政お届け講座」に、人にやさしい街づくりをテーマとする講座を新設。

#### (2) 基本施策：県民向けの普及活動の充実

##### ⑬出前講座等の実施

- ・小学校出前講座：H19年度より毎年開催し、H25年度まで延べ17校で開催。H26年度は1校開催。
- ・県政お届け講座：H25年度は、2団体から応募があり実施したが、H26年度はなし。H25、26年度は工業高校生や大学生の応募はなし。今後は、講座が活用されるよう、学校

への積極的な周知を実施。

#### ⑭県内全域での地域セミナーの開催

- ・H8年度より毎年開催し、これまで延べ65市町で開催。
- ・2～3市町で開催。概ね、1回あたり40～100人程度の参加となっている。

#### ⑮人にやさしい街づくり賞の活用

##### 【募集】

- ・H25年度から、募集要項に加えてポスターを作成し、市町村、障害者団体を始めとする関係団体に頒布し、掲示を依頼。
- ・H26.8月には、県庁地下通路の壁面にポスターを掲示し、来庁者に周知。

##### 【選考】

- ・選考対象件数は、平均35件程度で、近年(第17回～20回)は13～30件と減少。
- ・受賞件数は、平均8件程度で、近年(第17回～20回)は、3～5件と減少。
- ・H26年度は、初めて「もの」での受賞がなく、ここ最近は、「もの」の受賞件数が低迷傾向にあり、今後の検討が必要。

#### ⑯アドバイザー登録制度の拡充

- ・H26年7月に「人にやさしい街づくりアドバイザー指定講習及び登録制度」創設。

＜制度の内容＞

- ・県が指定講習の基準等を定め、県が指定した団体等が指定講習の実施可能。
- ・修了者は、「人にやさしい街づくりアドバイザー」の登録が可能。
- ・H26年8月より、県が指定した1団体が指定講習を実施。(約20名受講)